

「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(案)」に対する意見について

平成24年8月30日

全国共済農業協同組合連合会

1. 現 状 ～ 規模・契約実績等 ～

【 平成 2 3 年度末の概況 】

	かんぽ生命	JA共済
総 資 産	93. 7兆円	47. 6兆円
保有契約高(保障金額)	元受 23. 0兆円 再保険 85. 8兆円	157. 1兆円
新契約高(保障金額)	6. 2兆円	10. 0兆円
共済掛金(保険料)収入	6. 9兆円 元受 3. 6兆円・再保険 3. 3兆円	4. 0兆円
拠点数	かんぽ生命支店 80支店 郵便局(かんぽ生命代理店) 20, 870局	J A 710組合 支所・出張所 8, 728ヶ所

(注) ①出典:かんぽ生命「かんぽ生命の現状2012」、JA共済連「JA共済の現状2012」および農林水産省「平成22事業年度総合農協統計表」

②「再保険」:旧簡易生命保険の再保険契約

③保有契約高・新契約高:かんぽ生命...「個人保険」、JA共済...「生命総合共済」ともに年金・財形保険(共済)を除く。

④共済掛金(保険料)収入:かんぽ生命...「個人保険」・「個人年金保険」、JA共済...「生命総合共済」(年金共済含む。)

2. 調査審議に関する所見について

(1) 間接的な政府出資

「間接的な政府出資」は、「国民の財産」である日本郵政株式会社の株式価値の毀損を防ぐため、かんぽ生命保険の「万一」の事態において、政府による支援が行われるのではないか、と一般国民が「推測」や「期待」を持つことにつながると思われる。(「暗黙の政府保証」のイメージ)

• 将来も保障が確実に享受できるとの安心感につながり、保険加入先に選択されやすくなる。

• 信用力が高まり、資金調達や事業展開が容易になる。

民間事業者との
公平性に疑問

「政府保証は制度面で廃止されている」、「郵政民営化担当大臣による談話の発表や政府広報によりその※払拭に努めてきた」（所見2④） ※「暗黙の政府保証」のイメージ

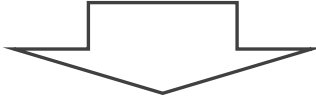
しかし

改正郵政民営化法では、かんぽ生命の全株式処分に明確な期限が付されていない。

このため

「暗黙の政府保証」のイメージは容易に払拭できない。

「新規業務を考える際の重要な視点は、金融機関全体のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上」（所見3(1)①ア）

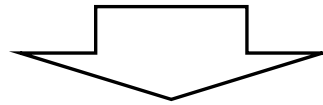


「間接的な政府出資」が残っている
かんぽ生命の事業展開には、民間
事業者との関係で配慮が必要であ
る。

かんぽ生命の全株式処分に明確な期限を付し、調査審議においては間接的な政府出資の解消状況が検証されるべきである。

(2) 保険のユニバーサルサービスについて

「郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）の責務として課せられることとなった」（所見 前書）



協同組合等の地域に密着した金融機関は、組合員の利用・利便のため農山漁村へのサービス提供網の維持に向けた経営努力を行っている。

高齢化・過疎化が進む地方へ保険ユニバーサルサービスを提供する重要性は理解できるが、自助努力によりサービス網の維持に努めている地域密着の民間金融機関との公平性に配慮が必要である。

(3) 新規業務・保険加入限度額の取扱い

「既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はないと考えられる。」

(所見3(2)①)

「流動性預金の預入限度額の撤廃については、政令改正の際には、必要に応じ、肥大化につながらない態勢という点や、他業務との関連での必要性という点に留意する」旨の記述が所見から削除

「間接的な政府出資」が残るままでの、新規業務の実施・加入限度額の引上げは、民業を圧迫する。

「間接的な政府出資」が残る間は、「既存の業務の見直し」等も含めた新規業務の実施および保険加入限度額の撤廃・引上げは認められるべきでない。

3. まとめ

- かんぽ生命の全株式を処分する期限が明示されない限り、「間接的な政府出資」による「暗黙の政府保証」のイメージは容易に払拭できない。
- 自助努力でサービス網の維持に努めている地域に密着した民間金融機関の取組みへの配慮が必要である。
- 新規業務の実施や保険加入限度額引上げに関する調査審議を開始するためには、「間接的な政府出資」の解消が必要である。